

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

心身ともに健康で文化的かつ仕事と生活の両面において円滑を図ることのできる職場環境の整備について、従業員ひとり一人の立場を大切に、全グループで水平的に展開していくため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間 令和 4年 4月 1日から令和 6年 3月31日まで（2箇年）

2 内 容
目標

年次有給休暇取得率を計画期間の何れかの年度で、全従業員の平均85%以上を達成する。

<対 策>

- (1) 令和 4年 4月～ 年次有給休暇の取得現状の把握と所属周知
- (2) 令和 4年 10月～ 年次有給休暇取得推進期間を活用した取得推進
- (3) 令和 5年 4月～ 管理職に対する有給休暇推進に向けた教育等の実施